

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第5回）

日 時 平成20年10月24日（金）

午後1時

場 所 生駒市役所401・402会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
 - (1) 外部監査について
 - (2) 近隣自治体との連携について
 - (3) 広域連携について
 - (4) 国際交流及び多文化共生について

- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第5回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 外部監査</p>	<p>【伊賀市】 (外部監査) 第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する。</p> <p>【名張市】 (監査) 第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。</p> <p>【篠山市】 (外部機関による監査) 第23条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (外部監査) 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>【条例解説案例示】 ●市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家とに限り契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができるとしており、本条例施行後にその内容を検討することになります。</p>

<p>各市町条例 (2) 近隣自治体との連携</p>	<p>【ニセコ町】 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【宝塚市】 (他の地方公共団体等との連携) 第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。</p> <p>【生野町】 (他の自治体との連携・協力) 第33条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携に努めるものとする。</p> <p>【多摩市】 第15条 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p>【伊賀市】 【再掲地域コミュニティ部会】 (基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p>【名張市】 (他の自治体との関係) 第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。</p> <p>【篠山市】 (交流及び連携) 第19条 3 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (近隣自治体との連携) 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【条例解説案例示】 ●市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。</p>

<p>各市町条例 (3) 広域連携</p>	<p>【ニセコ町】 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 【宝塚市】 【再掲】 (他の地方公共団体等との連携) 第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。 【生野町】 【再掲】 (他の自治体との連携・協力) 第33条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携に努めるものとする。 【多摩市】 【再掲】 第15条 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。 【伊賀市】 【再掲】 【再掲地域コミュニティ部会】 (基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。 【名張市】 (国及び三重県との関係) 第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。 (他の自治体との関係) 【再掲】 第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。 【篠山市】 【再掲】 (交流及び連携) 第19条 3 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。 【条例案例示】 (広域連携) 市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。 【条例解説案例示】 ●第〇条の近隣自治体との連携に加えて、市だけでは解決できない自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。</p>

<p>各市町条例 (4) 国際交流及び多文化共生</p>	<p>【ニセコ町】 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p> <p>【篠山市】 (交流及び連携) 第19条 2 市民及び市は、国際交流を促進し、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (国際交流及び多文化共生) 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【条例解説案例示】 ●日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めることで、在住外国人と日本人が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。</p>